

患者の皆様へ

令和4年12月1日

現在、当センターでは、「医療観察法 52 条鑑定事例」に関する研究を行っています。この研究では、医療観察法病棟開設から 2021 年 12 月 31 日までに、当センターの医療観察法病棟に入院となった方のうち、医療観察法 52 条鑑定（退院許可・入院継続の審判に関する鑑定）を受けたことのある方の診療情報を利用して頂きます。診療情報などがこの研究で何のために、どのように使われているのかについて詳しく知りたい方は、下記の窓口にご連絡ください。

1. 研究課題名

「医療観察法 52 条鑑定入事例に関する調査研究」

2. 研究の意義・目的

指定入院医療機関からの処遇終了申立手続を適切に行うために、医療観察法 52 条鑑定を活用することが提案されていますが、その実態は明らかではありません。本研究では、医療観察法 52 条鑑定を受けた方の治療経過を調査し、医療観察法 52 条鑑定事例の実態を明らかにすることを目的とします。

3. 研究の方法

診療録をもとに、医療観察法 52 条鑑定事例について、以下の情報を収集します。

性別、年代（当初審判時、52 条鑑定時）、精神科診断名、対象行為の概要、入院後の治療経過、52 条鑑定実施にいたる経緯、52 条鑑定実施後の経過。

4. 個人情報の取り扱いについて

本研究では、診療録から情報を収集する際に、匿名化を行いますので、患者さんの個人情報は収集しません。また、収集した匿名化されたデータの記載された調査票は、研究代表機関である千葉大学社会精神保健教育研究センターに送付され、同センターの鍵のかかる棚で保管されます。

5. 外部への試料・情報の提供

匿名化されたデータは研究代表機関である千葉大学社会精神保健教育研究センターへ郵送され、解析されます。

6. 提供する情報の期間

平成 26 年 3 月 31 日～平成 28 年 6 月 1 日

7. 研究組織

研究代表者：千葉大学社会精神保健教育研究センター 五十嵐禎人

既存試料・情報の提供のみを行う機関と担当者:神奈川県立精神医療センター 安田 新

8. 研究に診療情報などを利用してほしくない場合について

ご協力頂けない場合には、原則として結果の公開前であれば情報の削除などの対応をします。下記の窓口に遠慮なくお申し出ください。

**本件のお問合せ先：〒233-0006 神奈川県横浜市港南区芹が谷 2-5-1
神奈川県立精神医療センター
医師 安田 新
045(822)0241 (代表)**

文部科学省・厚生労働省・経済産業省による「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づいて掲示を行っています。